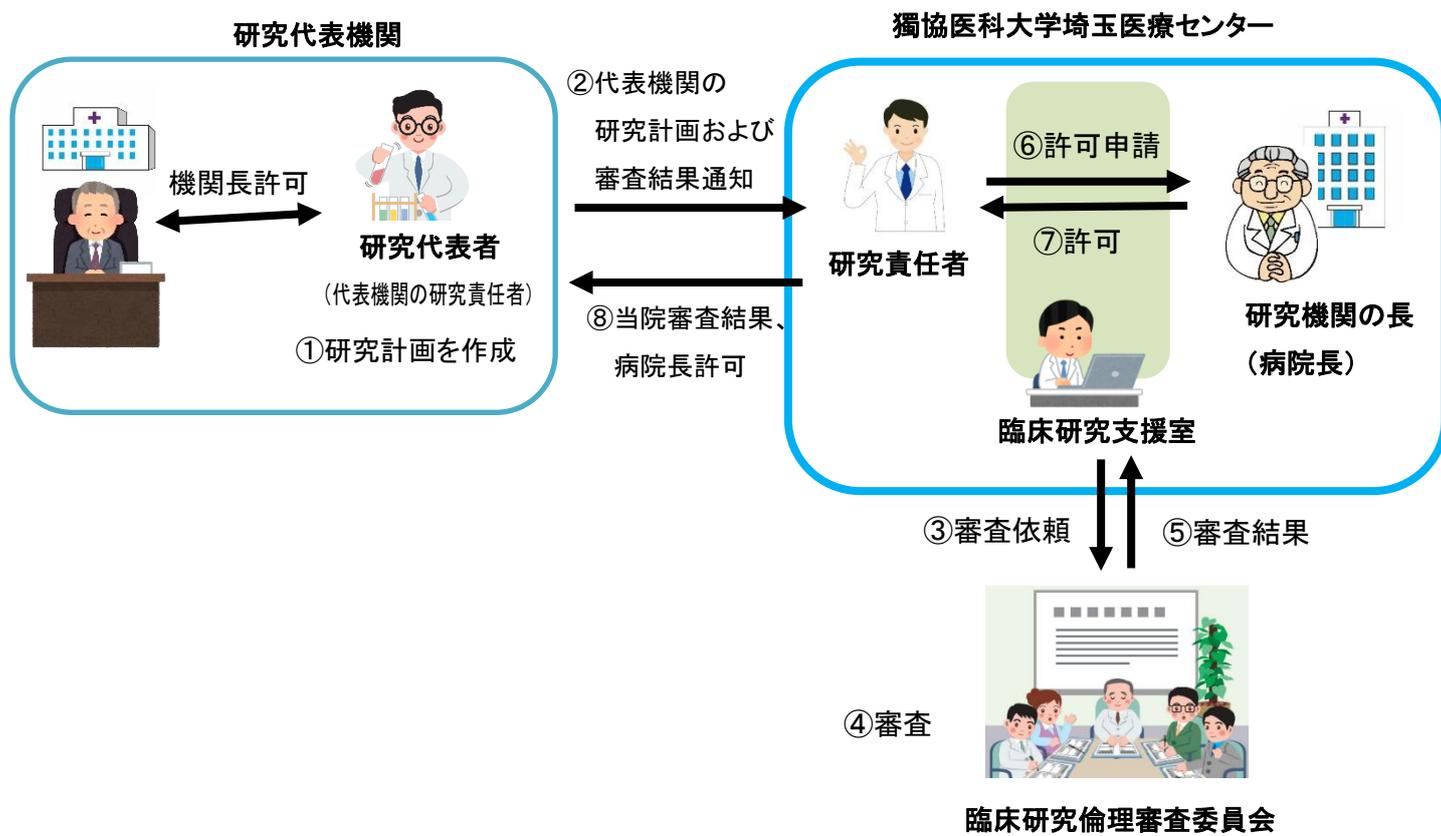


研究計画に関する手続き(3-2) 多機関共同研究参加(自施設審査)



多機関共同研究に参加する場合(各医療機関で審査)の研究計画に関する手続きの流れ

- ① 研究代表者が研究計画を立案
 - ② 研究代表者から当院の研究責任者へ、代表機関での審査結果と計画書等の連絡が来る
 - ③ 当院の研究責任者は、当院の臨床研究支援室へ審査を依頼する
 - (ア) 新規の場合、新規審査依頼書(様式 01-3)と研究計画を提出
 - (イ) 継続の場合、必要時に各申請書を提出
- 研究区分によって
必要な書類が異なります
- [年1回:様式 09-2 定期報告、変更時:様式 11 変更届、終了時:様式 10-2 終了報告]
- ④ 当院の臨床研究倫理審査委員会で審査を行う
 - ⑤ ~⑦ 当院の臨床研究倫理審査委員会より審査結果、病院長の許可が研究責任者へ通知される
 - ⑧ 代表機関より求められる場合、当院の審査結果通知書(様式 04)と病院長の許可通知書(様式 05/06)写しを提供する

研究開始後の変更及び定期報告についても、代表機関より連絡を受けた後、速やかに代表機関の審査結果一式を添えて、当院の倫理委員会へ申請を行ってください。